

第26回佐賀県さわやかスポーツ・レクリエーション祭開催要項

1 趣 旨

県民に全県的な規模のスポーツ・レクリエーションの場を提供することにより、スポーツ・レクリエーション活動への参加意欲を喚起し、もって本県の生涯スポーツ振興と明るく生き生きした県民生活の一層の充実に寄与する。

2 主 催

佐賀県 公益財団法人佐賀県スポーツ協会 一般社団法人佐賀県障がい者スポーツ協会 佐賀県レクリエーション協会 佐賀県スポーツ推進委員協議会 鳥栖市 神崎市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 鳥栖市教育委員会 神崎市教育委員会 吉野ヶ里町教育委員会 基山町教育委員会 上峰町教育委員会 みやき町教育委員会

3 主 管

佐賀県さわやかスポーツ・レクリエーション祭実行委員会

4 後 援

サガテレビ N B Cラジオ エフエム佐賀 佐賀新聞社 各市町・各市町教育委員会（主催を除く）

5 協 賛（予定）

6 期 日

令和4年5月22日（日曜日）

※ スポーツウエルネス吹矢は、5月15日（日）

※ アクユラシーは、5月29日（日）

※ 雨天の場合、延期する種目あり

7 会 場

鳥栖市 神崎市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 佐賀市の各施設

8 マスコットキャラクター

「かつちゃん」（県鳥かちがらすをモチーフ）

9 実施内容 ※詳細は別表参照

(1)【メイン会場】スポーツ・レクリエーション無料体験

(2)【各種目会場】交流大会（16種目）

- ①ゲートボール ②ウォーキングフットボール ③ソフトバレーボール ④パークゴルフ
- ⑤武術太極拳 ⑥年齢別テニス ⑦年齢別ソフトテニス ⑧バウンドテニス
- ⑨マスターズ陸上競技 ⑩インディアカ ⑪フォークダンス ⑫スポーツ吹矢
- ⑬オリエンテーリング ⑭ハイキング ⑮卓球バレー ⑯アクユラシー

(別表)

| | 【メイン会場】 (1) スポーツ・レクリエーション無料体験 | 【各種目会場】 (2) 交流大会 (16種目) |
|-------------------------|---|---|
| 1 参加資格及び制限 | 特になし | (1) 参加者は、佐賀県民であることを原則とする。 (2) 年齢基準は、原則令和4年4月1日現在とする。 (3) 各種目団体等の登録の有無は問わない。 (4) 参加者は、事前に医師の健康診断を受けておくことが望ましい。 (5) 参加者は、事前に配布した健康観察シートに必要事項を記入し、大会当日各競技会場に提出すること。交流会当日競技会場にて検温し、37.5度以上熱がある場合は、当日の参加はできない。 (6) 上記の他、参加資格等の詳細は種目別実施要項によるものとする。 |
| 2 参加申込み | 事前申込不要 | (1) 参加を希望する者及びチームの代表者は、参加申込書に必要事項を記入し、居住地の市町生涯スポーツ主管部局又は一般社団法人佐賀県障がい者スポーツ協会へ参加料を添えて令和4年4月26日(火)までに提出すること。 (2) 市町生涯スポーツ主管部局及び一般社団法人佐賀県障がい者スポーツ協会は、受領した参加申込書及び参加料を令和4年5月9日(月)までに実行委員会事務局あて提出すること。(※詳しくは、種目別実施要項を参照。) ○一般社団法人佐賀県障がい者スポーツ協会 住所 佐賀市天祐一丁目8番5号 電話 0952-24-3809 ■受付時間：9時～17時まで ※時間外や土、日、祝日は受け付けられません。 ○実行委員会事務局 〒840-8570 佐賀市城内1-1-59 佐賀県文化・スポーツ交流局スポーツ課内 電話 0952-25-7331 |
| 3 参加料 | 無料 | 大人800円・子ども(小学生以下)400円(傷害保険料を含む)。 また、障害者手帳をお持ちで減額を希望される方は、半額とする。 参加料納入後の返却は行わない。 |
| 4 表彰 | 特になし | 表彰は種目ごとに定める。なお、表彰によって勝敗重視にならないよう配慮すること。 |
| 5 組合せ | 特になし | 組み合わせは、各種目団体が行う。 |
| 6 交流形式及び交流方法 | 障がいのある人もない人も楽しめるスポーツ(ニュースポーツ及び障害者スポーツ等)の体験種目を複数実施するものとする。 | 種目の選定や交流の形式・方法については、公式競技規則にとらわれることなく、その種目の種別や参加者等の普及の実状に即し、スポーツ・レクリエーション祭の趣旨を踏まえた、楽しい祭典になるよう形式・方法を工夫すること。 (1) 種目の選定、競技規則は参加者の実状に応じて弾力性を持たせる。 (2) チームの編成は、年齢別、男女混成、家族単位等気軽に参加できるよう考慮する。 (3) 交流方法は、リーグ戦・敗者復活戦等により交流回数を多くするよう考慮する。 |
| 7 医療救護 | | (1) 救護は、負傷者に対し応急処置を行い、必要に応じて医療機関に連絡・移送する。 (2) 交流大会に参加する選手については、実行委員会において1日傷害保険に加入する。 |
| 8 その他 | | この開催要項に定めるもののほか、実施にあたり必要なことは別に定める。 |